

1年生が入学して全校そろった学校生活も2週間が経過しました。1年生の教室からはじけるような元気な声が聞こえてきます。いろいろなことに少しずつ慣れてきたころです。こういう時期は子どもたちの小さな変化に注意していただきたいと思います。張り切っていた気持ちが何かでつまずいて沈んでしまったり、慣れてきたために自分勝手なルールや思い込みで行動してみたりすることがあります。また心ない言葉で相手を傷つけてしまうこともあります。子どものよいところを認めつつ、時機をとらえ必要なアドバイスをしていくことも子どもの成長には欠かせません。新学期初めの疲れが出てくるのもこの時期です。この連休でしっかり休養を取ってほしいと思います。

さて、学校ではスポーツフェスタのための練習が始まっています。今年も来賓をお呼びせず、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症対策をした上でのスポーツフェスタを催します。1年生から6年生まで一堂に会することはできませんが、子どもたちが走ったり踊ったりする頑張りを保護者の方にご覧いただく機会にしたいと思います。午前中のみで開催とします。保護者の方はご自分のお子さんの競技の時間に来校くださるようお願いいたします。密にならないために、シートやいすに座っての観戦はご遠慮ください。子どもたちとご自身の健康を守るために、どうぞご理解いただけるようお願いいたします。スポーツフェスタが子どもたちにとって思い出深いものになるよう、職員一同努力して参りますので、ご協力をよろしく申し上げます。

5月の予定

月	火	水	木	金	土	日
					1日	2日
3日 憲法記念日	4日 みどりの日	5日 こどもの日	6日 特別日課 外国語活動	7日 5年 田植え	8日	9日
10日 田植え予備日	11日 教育相談日	12日 係打ち合わせ	13日 外国語活動 内科検診しいのみ・1・3・6年	14日 前日準備	15日 スポーツフェスタ	16日 スポーツフェスタ予備日
17日 振替休業	18日 教育相談日 特別日課	19日	20日 外国語活動 交通安全教室 1・4年	21日 耳鼻科検診 1・5年・抽出児	22日	23日
24日 委員会活動 プール清掃	25日 教育相談日 眼科検診 1年・抽出児	26日 プール清掃予備日	27日 外国語活動 内科検診 2・4・5年 6年全国学力調査	28日	29日	30日
31日 5年移動教室1日目						

「東緑地のたけのこ山」でたけのこ掘りをしました！

今年は例年より春の訪れが早く、すでにによきによき大きくなっていました。昨年、体験ができなかった2年生や初めての1年生は「大きい」「すごい」と歓声を上げていました。東緑地の会の方々にお手伝いいただき、硬い地面からたくましく顔を出したたけのこを一生懸命掘り起し、学校に持ち帰りました。大収穫にみんな大満足でしたが、そのあとの皮むきが大変だったこと！2年・3年・4年生が総がかりで一生懸命皮むきしました。その後、給食室で茹でてもらい、たけのこごはん調理してもらいました。春を満喫しながらおいしくいただきました。

お知らせとお願い

■ スクールカウンセラーの教育相談が開始

今年度の教育相談は4月13日より開始しています。カウンセラーへ相談したい事例がありましたら、教頭 伊藤までご連絡ください。担任へ希望日を伝えていただいても構いませんし、直接カウンセラーへ連絡いただいても大丈夫です。カウンセリングを受けるのは、保護者、学校に通う児童、また、両方一緒にもできます。ご連絡を受けた後にこちらから再度予約日時をお伝えしますので、その日にご来校していただくようになります。(TEL 264-0012)

カウンセリング日 毎週火曜日 前期5月～10月 AM9:00～12:00

後期10月～3月 PM13:00～15:00

※カウンセリング日について、詳しくは「相談室だより」をご覧ください。

■ 児童の登下校時間帯の駐車場乗り入れについて

車で児童の送迎をする方にお願ひがあります。児童の登下校中に校内に車を乗り入れると、門から歩いて出入りする児童と接触する恐れがあり危険です。極力、乗り入れは控えてください。必要な場合は、職員に事前に伝えていただき、徐行で駐車可能な場所へお願いします。子どもたちの安全のためにご協力をお願いします。

■ 給食について

長期欠席や家庭の事情で給食の喫食を停止したい場合は、土日を含まない5日前までに担任、あるいは教頭までご連絡ください。給食は喫食食数で振替額が変わります。手続きの関係上、それ以降は反映できませんのでご了承ください。

■ 子どもにここをサポートについて

千葉市教育委員会では、相談員が子どもたちの悩みや不安などの相談にのる「子どもにここをサポート」を実施しています。相談内容は体罰、性的な嫌がらせ、いじめなどについてです。相談方法は電話相談と手紙相談があります。手紙相談は年4回（4月・7月・10月・12月）配付しています。手紙相談用紙は切手を貼らなくても届きます。また、いつでも相談できるように相談用紙は学校やお近くの公民館に置いてあります。千葉市教育委員会ホームページからも用紙をダウンロードすることができます。